

令和3年 宜野湾市教育委員会第4回(定例会)会議録

教育長 知念春美

教育委員 知念菜穂子

開催日時：令和3年3月29日(月) 開会14:00 閉会15:00

開催場所：宜野湾市民会館3階 第二研修室

出席者：知念春美教育長、普天間みゆき教育長職務代理者、石川正信委員、
知念菜穂子委員、桃原修委員

出席職員

- 【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子
(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓
(生涯学習課) 課長 真鳥かおり、文化スポーツ振興係 担当主査 宮城顕治
【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳
(指導課) 指導課 指導係長 崎濱暖代

議事日程

- 議案第8号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第9号 宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止する訓令について
議案第10号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
について
議案第11号 宜野湾市職員人事異動について

報告事項

- (教育部の報告)
・教育長職務代理者の指名について
(指導部の報告)
・特になし

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で、定足数を達しております。ただ今から、令和3年第4回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会で審議します案件は4件となっております。本日の会議録署名人は、知念教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、1月21日開催の第1回定例教育委員会、2月22日開催の第2回臨時教育委員会、2月25日開催の第3回定例教育委員会の会議録の署名を行います。会議録の署名委員は、石川教育委員、普天間教育委員、桃原教育委員となっております。会議録につきましては、すでに配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただ今、第1回、第3回定例教育委員会、及び第2回臨時教育委員会の会議録について承認をいただきました。3名の委員は後ほど署名をお願いいたします。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告書1頁をご覧ください。

(教育長諸般の報告)

○知念春美 教育長 2月26日(金)、「第433回宜野湾市議会定例会」が開催され、出席しております。3月1日(月)、「令和2年度宜野湾市研究成果報告会」に出席。二つ目、「令和2年度宜野湾市平和大使育成事業学習報告会」に参加しました。翌日2日(火)、「第433回宜野湾市議会定例会」に出席しております。6日(土)、「宜野湾市立中学校卒業式」教育委員共々出席いたしました。8日(月)、「宜野湾市いじめ問題専門委員会」がありました。後ほど、報告のところで、指導部長よりお願いしたいと思います。9日(火)から16日(火)までは、「第433回宜野湾市議会定例議会」の本会議に臨んでおります。それから3月13日(土)、「わらば～体験じゅく閉校式」、そして17日(水)、「第433回宜野湾市議会定例会」の本会議、一般質問に7日間にわたり出席しております。3月23日(火)、「宜野湾市立小学校卒業式」に教育委員共々出席いたしました。26日(金)、「第433回宜野湾市議会定例会本会議」に臨み、委員長報告と表決がありました。また「令和2年度宜野湾市立教育研究所研究教員・実務研修員修了式」を行っております。そして本日、29日(月)、「令和3年第4回定例教育委員会会議」となっております。以上が教育長の諸般の報告といたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第8号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、早速でございますが、青い冊子の議案書の1頁をお開き下さい。

議案第8号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市スポーツ推進委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和 47 年宜野湾市教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、宜野湾市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 52 年宜野湾市教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定により、新たに委嘱する必要があるためでございます。

議案書の 2 頁をお開き下さい。宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則第 2 条「委員は社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち及びその職務を行うのに必要な熱意と能力をもつ者の中から教育委員会が委嘱する」とあります。また別冊となっております議案資料の 1 頁もご参照下さい。1 頁、宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条で、「委員の定数は、25 名以内とする」となっております。今回の宜野湾市スポーツ推進委員につきましては、市報や市のホームページ等にて募集をかけたところ、現在のスポーツ推進委員 16 名の中から継続の方が 8 名、募集により新規のスポーツ推進委員が 4 名、合わせて 12 名を委嘱する予定となっております。任期につきましては 2 年間となっております、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間となっております。それでは議案書の 2 頁をお願いいたします。宜野湾市スポーツ推進委員委嘱予定者名簿（案）の順に沿ってご説明申し上げます。まずお一人目は、我如古 盛朝（がねこ もりとも）様でございます。平成 3 年から委員の委嘱を受け、現在は中頭地区スポーツ推進委員協議会理事を務めており、主なスポーツ歴はバドミントンでございます。次にお二人目は、友寄 辰六（ともよせ たつろく）様でございます。平成 7 年から委員を務められ、主なスポーツ歴はテニスでございます。三人目は平安名 典子（へんな のりこ）様でございます。平成 3 年から委員も務められ、主なスポーツ歴は水泳でございます。四人目は宮城 直久（みやぎ なおひさ）様でございます。平成 17 年から委員を務められ、主なスポーツ歴はマラソン、水泳でございます。五人目は宮城 春美（みやぎ はるみ）様でございます。昭和 58 年から委員の委嘱を受け、現在は沖縄県スポーツ推進委員協議会副会長を務めており、主なスポーツ歴は陸上競技、ソフトボールでございます。六人目は大宜見 朝一（おおぎみ ともかず）様でございます。平成 29 年から委員の委嘱を受け、現在は健康増進課で宜野湾市健康づくり推進委員も務めており、主なスポーツ歴はマラソンでございます。七人目は我如古 敏矢（がねこ としや）様でございます。平成 31 年から委員を務められ、主なスポーツ歴は野球、ソフトボールでございます。八人目は中江 均（なかえ ひとし）様でございます。平成 31 年から委員を務められ、主なスポーツ歴は太極拳、空手でございます。以上これまでが継続を予定している委員でございます。続きまして、本市のスポーツの普及・促進に貢献したいと今回応募された新規のスポーツ推進委員の皆様でございます。ま

ず九人目として、川満 美樹（かわみつ みき）様でございます。主なスポーツ歴はヨガ、スキー、剣道でございます。十人目は篠崎 文子（しのぎき あやこ）様でございます。主なスポーツ歴はヨガ、ズンバでございます。十一人目は杉本 守（すぎもと まもる）様でございます。主なスポーツ歴は野球でございます。十二人目は村上 理恵（むらかみ りえ）様でございます。主なスポーツ歴はエアロビクス、陸上競技でございます。以上が議案第8号宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱についてのご説明になります。別冊となっております黄色の表紙、新旧対照表の1頁の新旧対照名簿も併せてご参照下さい。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 12名の予定者名簿をみますと、8名が継続で、4名が新規の委員です。新規が増えてきたのは、大変喜ばしいことだと思っております。中でも、委嘱年度が昭和58年の方がいらっしゃいます。一人の方が大変長きにわたっていることや年齢的なことも気になりますが、規則の第2条、「委員は社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち及びその職務を行うのに必要な熱意と能力をもつ者の中から委嘱する」とあるように、顕著にそういう方を選び推薦され、やはり宜野湾市にとってこの方には、是非継続していただきたいという理由等をご説明いただければと思います。

○知念春美 教育長 教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 今回、継続、新規の方につきましても、生涯学習課長含め担当課で、これまでの経験の評価と、これからどうしたいかという部分の面接をしっかりと行った上で決定しております。その中でも、これまで長きにわたりスポーツ推進委員としてご活躍された方につきましては、今後新しい方が入ってくる際に、積み重ねたものを教えることができるという部分で、継続をお願いしております。新規の方については、募集期間を令和3年1月12日から2月22日までの、通常より長めの期間を設定し、ホームページ等で周知した上での応募でございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。普天間委員。

○普天間みゆき 委員 規則では25名以内となっておりますが、半数以下になっていて、その2年前は16人しか委嘱できていません。やはり希望者を募るのは大変なのかなと思いましたが、このように定数に対し委員が減ってきている中、2年後の改選に向け、人を増やしていけるような取組みや周知、募集の方法等、取り組まれていることやお考えがあるのか、教えて頂きたいです。

○知念春美 教育長 教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 スポーツ推進委員としてこれまで続けてこられて、今回その継続が

難しくなった方がいらっしゃいました。理由としては、年齢やお仕事の都合、また体調不良等もあると担当課から聞いております。そこを補完するため、通常大体1ヶ月弱ホームページ等で募集していたものを延長し、また、文書配布や自治会等に配布、SNS、市報にも周知をしたところですが、やはりなかなか人が集まらなくて、ここが課題かなと考えております。今後は、今回新規の方も新たにいらっしゃいますので、その方の紹介や人づてでも、こういう活動があることを周知していきたいと思っております。今回は、担当課でもこの人数で支障がないかどうか確認をとった上で、12名でやっていきたいと考えております。

○知念春美 教育長 桃原委員。

○桃原修 委員 このスポーツ推進委員という方々の活動内容を、少し教えて頂けないかと思っております。

○知念春美 教育長 生涯学習課長お願いします。

○真鳥かおり 生涯学習課課長 スポーツ推進委員の活動についてですが、保健事業といたしまして、学校や児童センター、自治会から、レクリエーションとか、スポーツ面で運動する時に要請依頼がきます。そこで時間の都合をつけて、スポーツ推進委員の人たちを派遣したりとか、あとは自主事業として、親子キャンプ教室とか、スポーツ推進委員が企画・運営していただける事業を行っております。

○知念春美 教育長 桃原委員。

○桃原修 委員 私は宜野湾市内のバスケットボール協会の役員をしていて、石川委員も会長をなさっていたのですが、例えば役員の中に宜野湾市内のスポーツ少年団担当というのを置いています。そういったところに、若手の方も市のスポーツ少年団担当としておいてあるので、一緒にやれば人数が増えていいのかなと、今ふと思いました。活動内容が市のバスケットと重なったりして、無理があるのか、一緒にできる部分もあるのかというところで、今、普天間委員もおっしゃっていた人数を増やすためには、そういったところでも方法があると思います。

○知念春美 教育長 生涯学習課長。

○真鳥かおり 生涯学習課課長 私たちも人数が不足しているということで、色々な手法を考えました。体育協会にスポーツ少年団各専門部がありますので、それぞれの分野で希望者がいてくれたら、またスポーツ推進委員になることで、それぞれのスポーツが普及することにも繋がるということで、声かけをしたりしていますが、希望者がいなかったという状況です。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより、宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。本件は原案の通り

承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 8 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 2 「議案第 9 号 宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 議案書の 3 頁をお開き下さい。

議案第 9 号 宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止する訓令について

宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程（平成 20 年宜野湾市教育委員会訓令第 10 号）を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。総務部総務課において、教育委員会を含む宜野湾市組織全体で使用するマイクロバスを購入し、新たにマイクロバス使用規程を定めることから、訓令を廃止する必要があるためでございます。

附則説明でございますが、以前、教育委員会が平成 10 年に市長部局にて購入し、使用されていたマイクロバスを平成 20 年 6 月に譲り受けました。そのあと、経年劣化で修理不可能となり、平成 25 年 8 月に廃車に至った経緯がございます。先ほど申し上げましたとおり、令和 3 年度に総務部総務課がマイクロバスを購入することに伴い、宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止したいと考えております。以上が議案第 9 号についてのご説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 廃止に関してはその通りだと思っております。今後の「教育委員会を含む宜野湾市組織全体で使用するマイクロバス」というのはどのような活用があるのでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 今後の活用でございますが、令和 3 年度、新年度予算にて本庁総務課でマイクロバス購入費用として、8,752,000 円を計上してございます。現在、議会事務局が所有しているマイクロバスは、令和 3 年 7 月で車検切れとなりますので、廃車の予定でございます。利用に係る細かい規則等については、本庁の総務課のほうで現在要綱を整備していくとこのことを伺っておりますので、例えば、博物館で野外市民講座とか、それから人事課の新採用職員研

修、あとは環境対策課の自然観察会、市婦人連合会の宿泊研修等、色々ございますが、細かい規程については今後総務課のほうで、要綱等を定めるということを伺っております。

○知念春美 教育長 他に質疑ございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止する訓令についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第9号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程3「議案第10号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは議案書の5頁をお開き下さい。

議案第10号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則に関する規則（昭和60年宜野湾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。
令和3年3月29日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。「宜野湾市体育協会」の名称が、令和3年4月1日より「宜野湾市スポーツ協会」へ変更となるためでございます。

それでは、宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。新旧対照表の2頁をお開き下さい。第3条第1項第11号について、ご説明申し上げます。「宜野湾市体育協会」より、名称が「宜野湾市スポーツ協会」で変更となります。続きまして議案書に戻りまして、議案書の6頁をお開き下さい。附則でございます。この規則は令和3年4月1日から施行するとしてございます。以上ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 3 議案第 10 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 4 「議案第 11 号 宜野湾市職員人事異動について」を議題といたします。本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程 4 議案第 11 号は、非公開といたします。それでは、本件に対する事務局の説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書 7 頁をお開き下さい。

議案第 11 号 令和 3 年度教育委員会人事異動について

令和 3 年度教育委員会人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。令和 3 年度教育委員会職員の人事異動を実施するにあたり、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

<非公開 審議>

○知念春美 教育長 再開します。本件に対する質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより議案第 11 号宜野湾市職員人事異動についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。

これにて日程4議案第11号を終了いたします。休憩します。

<教育部の報告>

- ・教育長職務代理者の指名について
-

○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。